令和元年度 第8回あさぎり町農業委員会総会議事録							
招集年月日	日 令和元年11月11日(月)						
招集の場所 あさぎり町役場 2 F 大会議室							
開閉会日時及び宣告	開会	令和元年11月11日	午後1時30分 会		会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和元年11月11日	午後1時3	55分 匀	会 長	杉下 和治	
	議 席 号	氏 名	出欠等の 別	議 席 号	氏	名	出欠等の 別
	1	深松 守	0	1 4	的射	場 洋一	0
応 (不応) 招委員	2	橋口 丈一	×	1 5	石山	孝史郎	0
及び出席並びに	3	中村 金一	×	1 6	落合	武士	0
欠席委員	4	村田 新一	0	17	井手	人美子	\circ
	5	吉田 利明	0	18	廣瀬	孝喜	0
 出 席 23名	6	城本 康志	0	1 9	樅木	徹郎	0
 欠 席 3名	7	藤本 勇二	0	2 0	濱田	定武	0
○(出席)	8	松本 廣幸	0	2 1	宮原	〔 久子	×
 × (欠席)	9	上野 勇一郎	0	2 2	福永	(高嗣	0
	10	恒松 純生	0	2 3	林田	樫臣	0
	1 1	豊永 安茂	0	2 4	平川	勇	0
	1 2	田崎洋一郎	0	2 5	重信	i 洋一	0
	1 3	多田 喜一郎	0	2 6	杉下	和治	0
議事録署名委員	14番 的射場 洋一 15番 石山 孝史郎						
出 席 し た 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 高田真之 参事 大岩亜記						
議事日程 日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 許可不要転用届について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地利用集積計画(第11回)の決定について							

開会 午後1時30分

- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) それでは、始めていきたいと思いますので、御起立をお願いいたします。礼。ただいまから、令和元年度第8回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 皆さんこんにちは。朝晩めっきり寒くなりまして、昼間との温暖の差が、 結構ありますので、体調管理には気を付けてください。本日はですね、2番委員の橋口さん、3番委員の中 村さん、21番委員の宮原さんより、欠席の通知があっておりますので報告します。出席委員は26名中2 3名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程 は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、14番的射場洋一委員、15番石山孝史郎委員を指名いたします。

日程第2 報告第1号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会課長補佐(高田 真之君) はい。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、それでは報告いたします。資料2ページ目左側をご覧下さい。今回は、9件の合意解約となっております。解約理由につきましては、申請番号62番から66番が、所有権移転のため。申請番号67番から69番が、第三者貸付けのため。申請番号70番が、経営規模縮小のためとなっております。以上で報告を終わります。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- ●農業委員会課長補佐(高田 真之君) はい。報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出について。それでは、報告いたします。資料は2ページ右側からご覧下さい。今回は、1件の届け出が提出されております。 関連資料につきましては、資料3ページ左側の農業生産法人経営概要表に記載しております。以上で報告を終わります。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第4 報告第3号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第4、報告第3号、許可不要転用届についての、報告を行います。 事務局の報告を求めます。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) はい。報告第3号、許可不用転用届。本日は、3件について報告いたします。資料は3ページからになります。最初に申請番号2番について、町内の個人の方で、資料の4ページにあります通り、地目、現況は田。面積は1,245㎡のうち180㎡を機械倉庫建設のため、転用するものです。4ページからの地図にありますように、やったろ館から約300メートル東に位置する自宅の南側になります。6ページに配置図と図面を掲載しておりますが、機械倉庫の規模は、7m×17.5mに土間コンを敷設、木造片屋根の高さは4mとなっております。現地は既に着工されておりますが、申請人さんは、申請準備を事前になされていることから、始末書の提出までは今回は求めておりません。その経緯としましては、現地が農用地区域内であったことから、事前に町の農林振興課と熊本県に、農業振興計画地域の用途変更協議をなされておりました。用途変更、内容は軽微な変更となるんですけれども、その手続が終わった後にですね、許可不要転用届も提出予定をされていたのですけれども、用途変更の手続で、県との調整に手間取りまして、時期をかなり要したために、着工時期とのかぶりが出て、今回の申請となっておりますので、御了承方お願いいたします。

次に、申請番号3番について、資料は7ページからになります。町内の個人の方で、7ページ右側からの図にもありますように、地目は畑、現況は一部通路で、面積は670㎡のうち、181㎡となっております。9ページに始末書を記載しております通り、申請人さんのお父様の代に、約60㎡を構造改善事業等の影響なのか、自宅との通路として既に使用されておる実態があり、その後、通路沿いの一部を資材置き場として使用をされておりました。今回農機具置き場の改築に伴い、この届け出が必要なことを知り、今後も農機具置き場が必要なため、以前からのこれまでの分と、通路部分も含め、181㎡を許可不要転用届を出されているものです。現地は、国道219号線の北100メートル、東免田駅から南へ200メートルのあたりになります。自宅の隣接地で、周辺農地への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断しております。

続いて、申請番号4番について、資料は10ページからです。申請者は、県外の個人の方で、地目、現況ともに畑となっております。1筆で、面積は、1,553㎡のうち80㎡。12ページの配置図を掲載しておりますが、80㎡のうち32㎡の農業用倉庫を建築される予定です。現地は以前、植木用の苗木を育成されておりましたが、樹芸としての経営ができなくなったために、全部樹木を抜根し、畑に戻されてあります。今後、畑を管理していくのに農機具等の倉庫が必要ということで申請をされております。現地は農用地区域内であるため、今回申請時に町農林振興課へ、農業振興地域計画変更届が出されており、軽微な変更となりますので、農林振興課で受理された後、公告がなされると、今回の転用許可ということとなります。既に公告済みということに聞いております。現地は、フルーティーロードの北100メートルの辺りになります。平屋で32㎡の農業用倉庫ということで、周辺農地への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断いたします。以上、報告を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は、挙手をお願い します。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 議案第1号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを 議題とします。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) はい。農地法第3条の許可申請、今回は2件について説明いたします。 資料は13ページからになります。今回は、所有権移転1件、賃借権設定1件の審議をお願いいたします。 最初に、申請番号10番ですが、資料は10ページからになります。譲渡人は県内の個人の方、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は、台帳・現況ともに田。面積が2,257㎡となっております。移転する契約としましては所有権移転で、反当たり40万円となっております。譲受人は、申請地に稲を継続して作られる予定です。

次に、申請番号11番ですが、資料は19ページからになります。譲渡し人、譲受人はともに、町内の個人の方です。賃借による権利設定で、田が3筆。面積は合計8,935㎡となっております。譲受人が新規就農者となります。既に町農林振興課へ、農業次世代人材事業の適用対象として、経営計画書等を提出予定で、今年一杯には採択予定で、策定中ということです。耕作予定地が確定しませんと採択とならないという事もあり、既に10月から借受地の一部で、耕作準備を始めておられます。譲受け人は、申請地にニンニク、三島柴胡を作付される予定です。なお、申請地が相続手続未了であったことから、23ページに、相続権者の過半の同意を得て、申請していることを確認をしております。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。審議方よろしくお願いいたします。以上、説明を終わります。

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号10番の案件について、9番委員の上野委員より、申請番号11番の案件について、5番委員の吉田委員より報告をお願いします。
- ○9番委員(上野 勇一郎君) 9番の上野です。午前中に見て回りまして、資料は13ページから17ページですね。場所は、国道219号線を通って行って、県道皆越免田線に入った、500メートル位入ったところの南側にあります。きれいに現地は管理されてありましたけれども、一つ私がちょっと気になったのは、金額の面ですね。反あたり40万ということで、恐らくこれは割地になってる方が、購入されたんじゃないかなと見ました。別に他に対しては問題ないんですが、金額、そこの近くあたりで70万なり60万、最低60万位で。別に湿田もないし、乾くところと見ましたので、値段だけかな、自分の中ではそう感じました。以上です。審議方よろしくお願いします。
- ○5番委員(吉田 利明君) はい。それでは、5番吉田です。11番の案件について、現地調査の説明を行います。ページは13ページ。それと、18ページの右側から23ページまでです。22ページを見て頂きますと、現地がですね、百太郎、下乙地区にありまして、この番地がですね下乙の集落センターです。そこの隣が雑種地となっておりますけれども、駐車場兼の雑種地になってその横になっております。3筆ありまして、きれいに耕起されて、1筆の田んぼにはですね、一部にんにくが、もう芽が出ております。先ほど事務局長が言われましたとおり、次世代交付金ということで、昔の青年給付金だと思うんですけれど、農地がないと中々申請ができないということで、聞いております。3枚ともきれいに耕起・整地してありまして、何ら、問題ないと思いますので、審議方よろしくお願いいたします。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に、申請番号10番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号10番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号10番の案件については、 原案のとおり決定しました。次に、申請番号11番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号11番の案件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号11番の案件については、 原案のとおり決定しました。

日程第6 議案第2号

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 議案第2号、農用地利用集積計画(第11回)についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会課長補佐(高田 真之君) はい。議案第2号、農用地利用集積計画の決定について。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は、25ページからご覧下さい。申請番号347番から362番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号363番から364番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号365番から376番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号377番は、新規の農地中間管理事業による、貸借の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は26ページ左側からご覧下さい。今回の申請は11件です。申請番号69番から74番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が借り入れするものです。申請番号75番から79番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に、売買価格についてですが、申請番号619番の買い入れ価格は、10アール当たり70万円です。申請番号70番の買い入れ価格は、10アール当たり50万円です。申請番号72番の買入価格は、10アール当たり50万円です。申請番号73番の買い入れ価格は、10アール当たり50万円です。申請番号73番の買い入れ価格は、10アール当たり50万円です。申請番号73番の買い入れ価格は、10アール当たり50万円です。申請番号75番の買い入れ価格は、10アール当たり56万3,750円です。申請番号76番の買い入れ価格は、10アール当たり71万7,500円です。申請番号77番の買い入れ価格は、10アール当たり30万7,500円です。申請番号78番の買い入れ価格は、10アール当たり30万7,500円です。申請番号78番の買い入れ価格は、10アール当たり30万7,500円です。申請番号78番の買い入れ価格は、10アール当たり30万7,500円です。申請番号78番の買い入れ価格は、10アール当たり35万8,750円です。以上の件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、各要件を満たしていると考えております。続いて、27ページから34ページにかけましては、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請位置図につきましては、69番から74番の農地のみ掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農用地利用集積計画(第11回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画(第11回)について採決します。今案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。
 - (賛成者挙手)
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。従って、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和元年度、あさぎり町農業委員会第8回総会を閉会します。
- ●農業委員会事務局長(船津 宏君) 御起立願います。礼。

閉会 午後1時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 14番 的射場 洋一

あさぎり町農業委員会 署名委員 15番 石山 孝史郎